

広域バス路線維持費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、広域バス路線維持費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、地域住民の生活に必要なバス路線のうち、広域的・幹線的なバス路線の運行維持を図ることを目的として交付する。

(補助事業者等)

第3条 本補助金の事業区分、補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、それぞれ別表1のとおりとする。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得られた金額の合計額をいう。以下同じ）を除く。）に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助対象期間)

第4条 本補助金の補助対象期間は、次のとおりとする。

(1) 運行事業

補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間

(2) 車両購入事業

補助金の交付を受けようとする会計年度（4月1日から翌年の3月末日まで）に車両の登録を完了する事業

(交付申請書類に添付する書類)

第5条 規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は、次によるものとする。

(1) 運行事業 様式第1号

(2) 車両購入事業 様式第2号

- 2 規則第5条第3号に掲げる書類は、次のとおりとする。

(1) 運行事業

ア 補助対象期間において当該市町村が補助対象系統ごとに補助し、又は負担する経費を明らかにした書面

イ 補助対象期間における補助対象系統ごとの損益の内訳及び平均乗車密度を記載した書面
(補助対象系統が市町村有償旅客運送による系統である場合は、平均乗車密度算出の根拠を明らかにした書面を含む。)

ウ 乗合バス事業者による運行系統である場合、「地域キロ当たり標準経常費用」、「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」を明らかにした書面

エ 補助対象系統の運行系統図

(2) 車両購入事業

ア 補助対象期間において当該市町村が補助対象系統ごとに負担する経費を明らかにした書面

イ 当該車両の見積書・仕様書の写し

ウ 当該車両の運行系統図

エ 代替車を購入する場合は、当該市町村内を運行した年数、車齢、走行距離を明らかにした書面

オ 国等による他の補助金を重複して受け取る場合は、交付額が分かる書類の写し

(交付申請の時期)

第6条 本補助金の交付申請は、それぞれ以下の期限までに行わなければならない。

(1) 運行事業 補助金の交付を受けようとする会計年度の12月10日まで

(2) 車両購入事業 補助事業に着手する日の20日前まで

2 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでない場合は、第3条第2項の規定に関わらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、次のとおりとする。

(1) 運行事業 様式第3号

(2) 車両購入事業 様式4号

(間接交付)

第8条 本補助金の交付を受ける補助事業者は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

| | | |
|--|----------|-----------|
| 第11条、第12条（第4項を除く。）、第13条から第15条まで、第16条第2項後段、第17条及び第26条 | 補助事業者等 | 間接補助事業者 |
| | 交付決定 | 間接交付の決定 |
| | 補助事業等 | 間接補助事業 |
| | 様式第2号による | 補助事業者が定める |
| | 知事 | 補助事業者 |
| | 様式第3号による | 補助事業者が定める |
| | 対象事業 | 間接補助事業 |
| | 様式第4号による | 補助事業者が定める |
| | 様式第5号による | |

| | | |
|--|----------------|-------|
| | 補助金等及び間接県費補助金等 | 間接補助金 |
|--|----------------|-------|

(承認を要しない変更)

- 第9条 規則第12条第1号の知事が別に定める変更は、本補助金の車両購入事業に係る次に掲げるものの以外の変更とする。
- (1) 補助の対象となる事業の目的及び主要な内容の変更
 - (2) 補助の対象となる事業の補助金の増額を伴う変更
- 2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

- 第10条 補助事業者は、第8条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
 - 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合も含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
 - (1) 間接補助事業の補助対象経費の増額に係る変更
 - (2) 間接補助事業の中止及び廃止

(実績報告の時期等)

- 第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、車両購入を行う市町村にあっては、車両購入事業の完了又は中止、若しくは廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。ただし、車両購入事業が運行事業補助金の交付申請をする日の30日以前に終了している場合は、当該補助金の交付申請と同時に行う。運行事業のみを行っている市町村にあっては、当該補助金の交付申請と同時に使うものとする。
- 2 規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、次のとおりとする。
 - (1) 運行事業 様式第1号
 - (2) 車両購入事業様式第2号
 - 3 規則第17条第2項に掲げるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 運行事業 第5条第2項（1）アに定める書類
 - (2) 車両購入事業 以下に掲げる書類
 - ア 購入車両の契約書及び領収書の写し
 - イ 自動車登録事項等証明書の写し
 - ウ 購入車両の主要部分の写真
 - エ 検査調書の写し
 - オ 別の補助金を併せて活用する場合は、その額の確定通知書の写し
 - 4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超える場合は、交付決定控除税額）

を超える時は、様式第5号により速やかに知事に報告し、その返還命令を受けて、当該超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(車両購入事業に係る補助金の額の確定)

第12条 車両購入事業に係る補助金の額の確定通知は様式第6号とする。

(財産の処分制限等)

第13条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第25条第4号の財産は、車両購入事業により取得した車両とする。
- 3 規則第25条第2項の承認は、原則として、申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

(間接補助金の支払い)

第15条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(その他)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月26日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

別表1（第3条関係）

広域バス路線維持費補助金関係

| 1 事業区分 | 2 補助事業者 | 3 補助対象経費 | 4 補助率 | 5 補助限度額 |
|-----------|---|--|----------|---|
| 運行事業 | <p>次の要件を全て満たす系統（以下「広域補助対象系統」という。）を運行する事業者に補助し、又は広域補助対象路線を自ら運行する市町村</p> <p>(1) 複数市町村をまたがり運行する赤字系統で、国の補助対象外系統。ただし、複数市町村の決定は、平成18年9月30日における市町村の状態によるものとする。</p> <p>(2) 地域協議会において運行継続が必要と認められた系統</p> | <p>補助対象期間に、事業者又は市町村が広域補助対象系統を運行するために要した経費のうち、次により計算して得られた額とする。ただし、補助対象経費の額は、広域補助対象系統ごとの運行費用の1/2の額（平均乗車密度が2人未満の系統については、この額のうち、当該運行系統の輸送量を2で除した数値（小数点以下切捨て）を補助対象運行回数とし、当該運行回数分に相当する額）を限度とする。</p> <p>(1) 市町村が乗合バス事業者に補助を行う場合 当該年度の「地域キロ当たり標準経常費用」と「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」のいずれか少ない方の額に補助対象運行系統の実車走行キロ数を乗じて積算した運行費用（「補助対象経常費用」という。以下同じ。）から、当該補助対象系統の経常収益を差し引いた運行赤字額（「地域キロ当たり標準経常費用」より「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」が少ない場合は、その差額の1割を「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」に加えた額を「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」として積算する。）のうち、市町村が補助する額</p> <p>(2) 上記（1）以外の場合 運行費用から運行収入を除いた額のうち、市町村が負担する額</p> | 1/2 | — |
| 車両購入事業 | 運行事業の補助対象系統を自ら運行するためには必要な車両を購入する市町村 | <p>以下の要件のいずれかに該当する車両（車両本体及び運行事業の目的に合致する附属品。以下同じ。）の購入費に対して市町村が負担した額</p> <p>(1) 運行事業の補助対象系統の増便、路線新設・延伸に伴い増備する車両</p> <p>(2) 当該市町村内の路線を3年以上運行し、かつ、原則車齢10年以上又は走行距離10万キロメートル以上となった車両の代替車両</p> | 1/3 | <p>定員11名以上の車両： 1台あたり5,000千円</p> <p>定員10名以下の車両： 1台あたり1,000千円</p> |

注)

1 運行事業

- (1) 平均乗車密度は、「運行収入」 ÷ 「実車走行キロ」 ÷ 「平均賃率」と連算して算出した値をいい、事業者から当該市町村に提出された書類に記載の値を用いる。ただし、補助対象系統が市町村有償運送である場合などこの算式によりがたい場合は、バス停ごとの乗降客数の調査を実施し、年間に乗客がバスを利用したキロ数を推計し、その値を年間実車走行キロで除して平均乗車密度を求める。
- (2) 「地域協議会」とは、生活交通確保に係る地域協議会（平成13年8月11日設置）をいう。
- (3) 「輸送量」とは、「平均乗車密度」 × 「運行回数」により算出した値（小数第2位以下切り捨て）をいう。
- (4) 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用（地域公共交通確保維持改善事業費補助金（平成23年3月30日付国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号（以下、「国庫補助金交付要綱」という。））第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）を基礎として、次式により計算して得られた額として、国土交通大臣が通知する額をいう。

$$\text{「地域実績キロ当たり標準経常費用」} \times 1 + \left[\frac{\text{地域の過去3年間の平均増減率}}{2} \right]$$

- (5) 「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者の補助対象期間における経常費用（国庫補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）を、補助対象期間における実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
- (6) 「事業者」は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業について同法第4条第1項の国土交通大臣の許可を受けた者（以下「乗合バス事業者」という。）、同法第79条の国土交通大臣の行う登録を受けた者のうち道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「法施行規則」という。）第51条第1号に規定する市町村運営有償運送を行う者（平成18年9月15日の付国自旅第141号国土交通省自動車交通局長通知「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」の処理方針①に該当する交通空白輸送として運行する系統（以下「市町村運営有償運送」という。））を行う者、その他同法に基づき有償で旅客を運送する事業を行う者をいう。
- (7) 「3 補助対象経費」の（2）の「運行費用」及び「運行収入」は、それぞれ旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第二表に規定する「運送費用」及び「運送収入」の区分に基づくものとし、その対象となる科目の考え方については別表2によるものとする。

2 車両購入事業

補助対象とする附属品については、国庫補助金の車両購入費補助金における補助対象附属品の考え方によるものとする。

別表2

1 市町村が委託し、又は補助する場合に、その委託料・補助金を構成する経費

2 市町村が直接運行する場合に要する経費

| 区分 | | 内容 | 例 |
|------|------------------------|--|---|
| 運行収入 | 運送収入 | 定期・定期外収入を含めた運送収入実績額 | — |
| | 運送雑収 | 広告等の諸収入実績額 | — |
| 運行費用 | 人件費 | 運行事業に従事する運転手、又は乗車予約対応等主に運行事業に従事する事務職員（市町村が直接運行する場合にあっては、非常勤事務職員に限る。）の人件費 | 給与、手当、賞与、退職金、厚生福利費 |
| | 燃料油脂費 | 運行事業に要する燃料・油脂費 | 軽油費、LPガス費、油脂費など |
| | 修繕費 | 運行事業用車両及びバス停等の修繕に要する費用 | 車両修繕費、バス停等運行事業に係る施設の修繕費 |
| | 保険料 | 運行事業に要する保険料 | 自動車損害賠償保険料 |
| | 施設使用料 | 運行事業に要する施設等の使用料 | 事務所・バス待機所等借地・使用料など |
| | 自動車リース料 | 運行事業用車両及びその附属品に関するリース料 | メンテナンスリースの場合の整備料を含む |
| | 施設賦課税 | 運行事業用固定資産に関する租税 | 自動車重量税、自動車税など |
| | 運行事業に要する経費で上記科目に属さないもの | | |
| | その他の経費 | 自家用有償旅客運送（例） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報用印刷費 ・ 光熱水費（洗車水道代、車庫電気代） ・ 役務費（通信運搬費、車検手数料等） ・ 消耗品・備品費（タイヤ等の消耗品、アルコール検知器、貨物輸送に係る運搬資材（可動式カーゴ、スロープ等）、冷凍・冷蔵設備、備品類 ・ 運行委託料 ・ 運行管理用の通信機器等（電話機、パソコン等） ・ 通信費（運行管理用電話料金等） ・ 配車システム運営費 ・ 資格取得費（運行管理者、運転手） ・ 運転手研修費 ・ 貨物賠償責任保険料 ・ 各種調査費（運行実態調査、住民意向調査等） ・ 検討会開催費等 |

※「人件費」のうち事務職員については、運行事業に係る業務を対象とし、年間仕業時間数によって他業務との配分を明確にして計上するものとする。無償の試験運行期間中は、道路運送法上、人件費に係る補助金は支払うことができないため、対象外とする。

※「その他の経費」は、運行事業に要したものに限ることとし、補助事業者において一定の基準の根拠により他の事業と区別されるなど、補助対象経費としての確認が可能なものののみを対象とする。